

横浜市ひとり親家庭高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業

趣 旨

高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親又は児童が、より良い条件での就業や転職へつなげるために高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）の合格を目指す場合に、その学び直しを支援します。

内 容

高卒認定試験の合格を目指す場合に、本市があらかじめ指定した対策講座の受講のために本人が支払った費用の一部を支給します。

支 給 額

対象講座の受講を修了した際に支給する「受講修了時給付金」と、対象講座の受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給する「合格時給付金」があります。

受講修了時給付金	受講費用の2割相当額（上限10万円）
合格時給付金	受講費用の4割相当額 （受講修了時給付金と併せて、上限15万円）

対 象 者

市内に居住する20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母または父並びにその児童（20歳未満）で、次の①～③を満たす方

- ① 母または父の所得（就労等による所得の額＋養育費の80%）が児童扶養手当の所得制限限度額未満である
- ② 高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要と認められる
- ③ 過去に受講修了時給付金及び合格時給付金を受給していない

※ 講座指定申請及び支給申請（裏面の「手続き」参照）の両申請時に、上記要件を満たすことが必要です。

※ 所得から差し引ける諸控除は児童扶養手当と同じです。

対象講座

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）で、市長が適当と認めたもの
※高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は対象外です。

手続き

① 講座指定申請

始めに、必ず講座の受講開始前にお住まいの区の区役所子ども家庭支援課でご相談のうえ、講座指定申請手続きを行ってください。

※ひとり親家庭のお子さんが講座を受講する場合は、親子で相談・申請をしてください。

② 支給申請＜受講修了時給付金＞

受講が修了しましたら、修了日から起算して 30 日以内に、あらためてお住まいの区の区役所子ども家庭支援課で、支給申請手続きを行ってください。

③ 支給申請＜合格時給付金＞

受講修了時給付金を受給している方で、受講修了日から起算して 2 年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合、合格証書に記載されている合格日から起算して 40 日以内に、お住まいの区の区役所子ども家庭支援課で、支給申請手続きを行ってください。

支給方法

支給申請後に支給要件を確認し、ご指定の口座に振込みます。

問合せ

●お住まいの区の区役所子ども家庭支援課

青葉区	978-2457	旭区	954-6117	泉区	800-2448
磯子区	750-2475	神奈川区	411-7113	金沢区	788-7772
港南区	847-8457	港北区	540-2320	栄区	894-8959
瀬谷区	367-5703	都筑区	948-2321	鶴見区	510-1839
戸塚区	866-8468	中区	224-8171	西区	320-8467
保土ヶ谷区	334-6353	緑区	930-2309	南区	341-1152

又は

●子ども青少年局子ども家庭課（電話 681-0915／FAX 681-0925）